

# 大阪市立南港光小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「根強い子」の育成のために「南港光学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

### ① いじめを生まない教育活動

・基礎的な学力の定着、思いやりの心情の育成、規範意識の育成、豊かな情操の育成などを通して、いじめを生まない教育活動を推進する。

### ② いじめの早期発見の取組

・児童の変化やサインを見逃さないようにするとともに、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努める。

### ③ いじめの早期対応の取組

・いじめが認知された場合は、直ちにいじめを受けた児童の安全を確保し、特定の教職員に任せることではなく、組織的な対応を実施する。

・なお、事案が複雑である場合、対応が長期化する見込みである場合、専門家による支援の必要性があると思われる場合など、学校での対応が困難となることが見込まれる事案については、速やかに教育委員会に報告し対応する。

### ④ 地域・家庭との連携

・いじめの問題について地域・家庭と連携した防止策を進めるとともに、多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止められる体制づくりを進める。

## 3. いじめの未然防止についての取組

### ＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

① 学力の向上

- ・辞書引き学習を継続的に行い、言葉への意識を高めていく。
- ・全学年で家庭学習の課題を出し、学習の復習をする習慣を身につけさせる。
- ・朝読書、図書館開放、読書カードの活用を図り、読書する習慣を身につけさせる。

② 読んだことを書く授業

- ・国語科の視写指導、漢字指導、作文指導といった「書く」領域や、算数科の「数と計算」、「図形領域」に力点をおいた習熟度別指導を進める。
- ・長い文章を読み通す活動、言葉の意味を調べる活動にも、個別に対応し、読解力とともに言語力の育成に努める。
- ・書画カメラやタブレット端末を活用し、学習への意欲や学力の定着を高める。

③ 指導力の向上

- ・学び続ける教員サポート事業の実践を通して、全教員が研究授業を実践し、授業力の向上に努める。
- ・ＩＣＴ機器を有効に活用する研究授業を実施し、研究主題に沿った研究討議会を通して授業実践を深める。

(2) 自己有用感を高めるために（児童活動やキャリア教育の計画等から）

① 一人一人が活躍することができる活動の充実

- ・縦割り班を編成し、縦割り清掃活動や縦割り集会活動などを通して、異学年交流を深め、一人一人が活躍することができるようとする。

② 友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることのできる集団づくり

- ・集団遊びの機会を増やしたり、友だちの良さを発表し合う場を設けたりして、思いやりのある心情や仲間意識を高める。

③ 児童を認め、誉める指導の充実

- ・担任自ら、誉め言葉でいっぱいの教室づくり（できたね、がんばったね、すごいね、など）や心を傷つける言葉が出ない教室づくり（うざい、きもい、どこかいけ、など）を積極的に進める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

① 道徳教育の充実

- ・道徳教育を通して、命の大切さを学習するとともに、相互に尊重し合える豊かな人間関係づくりを進める。

② 規範意識の育成

- ・学校のきまりを守り、集団生活のルールを身につけた子どもを育てる。

③ 豊かな情操の育成

- ・すぐれた舞台芸術を鑑賞したり、生き物を育てたりして、豊かな情操を育てる。

④ 情報モラル教育の充実

- ・情報モラルについて学習する機会を設けて理解を深めるとともに、土曜授業などを通して保護者へ積極的に啓発活動を進め、情報モラルの向上に努める。

#### 4. いじめの早期発見についての取組

##### ＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 学級担任一人がいじめの問題に関わるのではなく、複数の教職員が複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないようにしていく。それぞれが知りえた情報は、月1回の職員会議で「光ねっとわーく」という情報交換の場を設定し、全教職員で共通理解を図り、常に情報共有を行う。
- ② 朝の会、帰りの会などの学級会活動を通して、児童の実態を把握したり、休み時間や放課後などの遊びの様子を観察したりする、
- ③ 気になる変化が見られたり、気になる行動があつたりした場合、5W1H（いつ、どこで、だれが、だれと、何を、どのように）をメモし、教職員がいつでも共有できるようにする。
- ④ 学校協議会やPTA実行委員会や社会福祉協議会などで、事実の概要や具体的な取り組みを周知することで、子どもにとって「安全で安心できる学校」づくりをめざしていく。
- ⑤ 「心の天気」「相談申告機能」等の効果的な活用をはかる。

#### 5. いじめの早期解決についての取組

##### ＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 生活指導部長を中心とした校内委員会で、いじめとして対応すべき事案かどうかを判断する。判断材料が不足している場合は、事実関係の把握に努める。全教職員が協力して「いじめ防止」「いじめ早期発見」「いじめ早期対応」について情報の共有化や連携を行う。
- ② 被害児童や保護者への対応時の注意点として、「一方的な解釈で対処しないこと」「プライバシーを守ること」「迅速に保護者への連絡」など教育的配慮のもとでケアや指導を行う。また、いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えられるように、学級会、学年集会、児童集会などで「いじめは絶対許されない行為」であることを指導していく。

- ③ 学校単独で対応することが困難であると判断した場合は、こども相談センターや区役所など、外部の専門機関に積極的に相談できるような関係を構築しておく。また、学校協議会の意見を伺ったり、地域との連携を強化したりして、情報の共有化を図る。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

- ① いじめ問題への組織的な取組を推進するために、いじめ対策校内委員会を設置する。委員長は、校長とする。委員会では議事録をとり、既定の期間保存する。校内委員会を核として全教職員で共通理解を図り、学校全体で総合的にいじめ対策を進めていく。

＜構成＞ 管理職・教務主任・生活指導部長・学年主任・養護教諭  
特別支援教育コーディネーターなど  
※ 事案に応じて、学年・担任等を加える。

＜役割＞

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定保護者との連携を行う。

### (2) 年間計画

#### 【調査等】

- ・児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月・11月・2月）
- ・教育相談を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査 隨時

#### 【研修会】

- ・人権教育実践校内研修会（2月）
- ・生活指導情報交換会（毎月職員会議にて・光ねっとわーく）

### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや毎月の学校だより・学年だよりなどで、子どもの様子や成果と課題をできるだけ多く情報発信し、保護者の学校教育に対する関心を高め、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようとする。

② いじめは、学校だけで解決が困難な場合があるので、こども相談センターや区役所など、外部の専門機関と情報交換を図るとともに、解決にむけて連携を進める。

### (3) 取組内容の検証

① 「いじめ防止」「いじめ早期発見」「いじめ早期対応」の計画を効果的かつ着実に実施するために、計画の進捗状況を把握するとともに、その計画による成果を検証することで、計画の見直しや改善にフィードバックすることが大切であるので、P（計画）D（実行）C（評価）A（改善）サイクルを確立する。

## 7. 重大事案への対処

① ア) 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」  
イ) 「相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

② 学校の対応として、「隠ぺいしない」「誠意ある対応を行う」「窓口の一本化を行う」を進める。

③ 被害児童及びその保護者への「一方的な解釈で対応しないこと」「プライバシーを守ること」「迅速に保護者への連絡」など教育的配慮のもとでケアや指導を行う。また、学校単独で対応することが困難であると判断した場合は、こども相談センター・区役所など、外部の専門機関に積極的に相談できるような関係を構築しておく。

### いじめ発見の際の流れ

